

消防団員の処遇（魚沼市消防団）

令和 8 年 4 月 1 日現在

【団員報酬】

消防団員はボランティア的な活動を多く行っておりますが、身分は「特別職の地方公務員」であり、年額の報酬が毎年3月に支給されます。

階級 基準額及び実態	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員 機能別団員
魚沼市消防団員の報酬(年額)	97,000円	67,500円	48,500円	40,000円	38,000円	37,000円	36,500円 12,000円
※参考 国の基準額(交付税算定基準)	82,500円	69,000円	50,500円	45,500円	37,000円	37,000円	36,500円

【費用弁償】

消防団員が災害に出動した場合、または消防演習や出初式などに出動した場合、下表の区分により費用弁償が支給されます。

対象となる勤務区分			支給額 (1回当たり)
災害又は警戒に出動した場合	05:00～22:00	4時間以内	4,000円
	//	4時間を超える	5,000円
	22:00～05:00	4時間以内	8,000円
	//	4時間を超える	10,000円
演習、教養訓練、予防査察及び消防施設管理に出動した場合			2,000円
会議に出席した場合			2,000円

【退職報償金】

消防団員として5年以上勤務して退職した場合、その団員の勤務年数及び階級に応じた退職報償金が支給されます。

勤務年数 階級	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上
団長	239,000円	344,000円	459,000円	594,000円	779,000円	979,000円	1,079,000円
副団長	229,000円	329,000円	429,000円	534,000円	709,000円	909,000円	1,009,000円
分団長	219,000円	318,000円	413,000円	513,000円	659,000円	849,000円	949,000円
副分団長	214,000円	303,000円	388,000円	478,000円	624,000円	809,000円	909,000円
部長、班長	204,000円	283,000円	358,000円	438,000円	564,000円	734,000円	834,000円
団員	200,000円	264,000円	334,000円	409,000円	519,000円	689,000円	789,000円

【公務災害補償】

消防団員が公務によって怪我をしたり病気になったり、または死亡した場合には、市がその損害を補償することになっております。

補償内容としては、療養補償(主に治療費)、休業補償(療養のため収入が得られなくなったとき)、障害補償(身体に障害が残ったとき)などがあります。

【福祉共済制度】

「日本消防協会消防団員福祉共済制度」は、消防団員が事故・疾病等により死亡や重度障害等にいたった場合、または入院した場合に（公務外であっても）一定の給付金を受け取れる制度です。

魚沼市では、消防団員の福利厚生のため、この制度に加入しております。